

提言

- ・公民館の「専門性」と「越境性」について
- ・地域のつながりや支え合いを創出するコミュニティセンターの在り方について
- ・コミュニティ・スクールにおける学校、家庭・地域との連携・協働の在り方について
- ・これからの社会教育・社会教育行政に求められる視点と役割

平成29年3月29日

前橋市社会教育委員会議

はじめに・・ 1～

第Ⅰ章 公民館の「専門性」と「越境性」
～学習機会と学習成果活用機会の観点から～
・・ 3～

- 1 学習機会の提供と学習成果活用機会の提供
- 2 地域的課題と公民館の「専門性」
- 3 公民館と学校
- 4 学習から見る地域づくり
- 5 社会教育の「越境性」
- 6 「専門性」と「越境性」から

第Ⅱ章 地域のつながりや支え合いを創出するコミュニティセンターの在り方について
・・ 5～

- 1 これまで ～管理運営と利用実態から～
- 2 これから ～社会教育施設としての見直し～
- 3 必要な改善点 ～社会教育事業を実施するために～
 - (1) 行政の役割（管理体制の充実）
 - (2) 指定管理者の役割（指定管理者の内容の再検討）

第Ⅲ章 コミュニティ・スクールにおける学校、家庭・地域との連携・協働の在り方について
・・ 8～

- 1 教育の方向性を見定める
- 2 コミュニティ・スクールをめぐる現状と課題
- 3 コミュニティ・スクールの推進について
 - (1) 社会教育分野としての取り組み
 - (2) 学校教育分野としての取り組み
 - (3) 教育行政としての取り組み

第Ⅳ章 これからの社会教育・社会教育行政に求められる視点と役割・・・・・・・・ 11～

- 1 求められる視点
 - (1) 形式から成果への転換
 - (2) 社会の動きと社会教育
- 2 求められる役割
 - (1) 学びの越境（ボーダーレス）化・協働化の時代へ
 - (2) 学びの可視化と活用に向けて

おわりに・・ 14

【巻末資料】・・ 15～

- 社会教育委員会議での委員の発言より
- 平成27・28年度前橋市社会教育委員会議 会議日程
- 平成27・28年度前橋市社会教育委員会議 委員名簿 提言書執筆委員名簿

はじめに

社会教育は、急激な社会の変化、構造改革の潮流、深刻化する財政危機のもと、大きな岐路に直面しています。全国で、社会教育の拠点である公民館の統廃合、一般行政化や指定管理者制度の導入などが進められています。加えて、社会教育行政の予算や人員の削減などにより、社会教育の存在意義そのものを問われかねない状況に陥っています。

前橋市においても、公民館の市民サービスセンター化やコミュニティセンターの指定管理者制度の導入がありました。このような変革は市民感覚に立った管理運営への期待と捉えることができますが、一般行政のサービス化の流れの中で、公民館の機能低下を招いてはなりません。

このように、社会教育にとって対応を迫られる事態を招いているのは、社会教育の側にも問題があります。それは、よりよい社会の創造を目指した社会教育の原点が希薄化し、地域の課題に対応する取り組みやその解決に寄与する働きをなし得ず、地域における存在感が薄れてきたからです。したがって、社会教育は本来の「社会教育は人づくり」という原点に立ち返り、その拠点施設である公民館での「学び」や「出会い」が結果的に「地域づくり」に生かされていくところに存在意義があります。(平成19年提言の本文P9より抜粋、加筆)

社会教育委員会ではこのような認識のもとに、生涯学習社会における社会教育行政の在り方や、公民館機能及び職員に求められる資質などについて、協議を積み重ねてきました。そして、絆づくりやコミュニティの形成には、一人一人が生涯を通して社会性を育むことが大切であることから、社会性を育む社会教育にも視点を当てて、下記の一連の提言を行ってきました。

| | |
|---------|--|
| 平成19年5月 | 「地域づくりに生かす社会教育」 「社会教育課」の再設置に向けて」 |
| 平成23年6月 | 「社会教育を推進するための人材の発掘と養成」 「社会性を育む社会教育の可能性」 |
| 平成27年6月 | 「社会性を育む社会教育」 |

これらの提言をもとに、前橋市教育委員会では、生涯学習課に社会教育係を置く行政機構の改革を進めるとともに、公民館の機能を充実させることを施策の重点目標に掲げるなどの取り組みを進めてきました。

社会教育委員会では、これからも、提言がより実効性あるものとなるよう、多様な主体で行われている社会教育の実態や市民のニーズの把握に努めることが必要と考えます。そして、今日、少子高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な役割が求められている中、社会教育の推進に当たっては、学校・家庭・地域社会の連携はもとより、教育行政の枠を越え、市長部局や市民とも連携・協働を図りながら総合的に推進することが大切であると考えます。そのような認識のもとに、教育委員会の意向にも留意しながら社会教育委員会の運営に努めてきました。

こうした折、平成27年度の第1回社会教育委員会において、佐藤教育長より以下の諮問がありました。

- | | |
|---|---|
| 1 | これまでの提言を受けて 19年度版では、生涯学習社会の中で社会教育の果たす役割が重要との提言を受け、 |
|---|---|

公民館と言う仕掛けをサポートしながら、社会教育の基本的な推進の役割を市教委が果たすべきと、生涯学習課に「社会教育係」を設置した。

23年度版の提言を受けて、公民館活動の中で学びを身に付けた人たちが指導者として活躍できるよう、講座を見直すとともに公民館職員も研修を積み重ね、公民館を社会教育に活かすよう様々な実践に取り組んできた。

最新版では、社会性を育む観点から人生の各世代に視点を当て、社会教育の枠を広げて提言を頂いた。この提言の3部作が完成したところで、本市の社会教育の現状を踏まえて具体的な示唆を願いたい。

2 行政機構の中の公民館

本市のいくつかの「公民館」は、「市民サービスセンター」の名称になり、職員の配置等の人事権は市長部局が有し、市教委は公民館職員として併任発令を行っている。そのため、公民館に求められる本来の機能が十分発揮できているか検証が難しいと感じている。

3 コミュニティセンターの在り方

コミュニティセンターの管理運営には、指定管理者制度を導入している。現状は貸館として、生涯学習振興の役割を果たしているが、今後は、公民館機能を取り入れ、社会教育施設として充実を図りたい。

4 行政機構の見直し

市長部局の「生活課」では、「地域づくり係」を設置して、各公民館に地域づくりに関わる「地域担当専門員」を配置し、地域づくりに向けた施策を展開している。

地域づくりについては、社会教育の領域でもあり、市長部局とのミスマッチが懸念される。効率や理念の上からも整理が必要であり、今後1～2年かけて行政機構の見直しを行いたい。その際の動因が3冊の提言書である。社会教育委員会議でさらに議論を深め、行政機構見直しのためのしっかりした理論構成、方向性及び実践の提言を頂きたい。併せて、公民館運営、これからの社会教育の理念構築、具体的な実践活動の方向性についても協議をし、提言書に関する現実面での肉づけを願いたい。

5 コミュニティセンターを併設する学校の構想

桃井小学校と中央小学校の統合を期に、桃井小学校にコミュニティセンターを併設したいと考えている。これは新しい学校づくりであり、地域を介在した学校教育と社会教育の在り方に新たな視点を当てるもので、コミュニティセンターと学校の場面を想定しながら意見を頂きたい。

社会教育委員会議では、この諮問を受けて、これからの公民館・コミュニティセンターの在り方やコミュニティセンターを併設する学校の在り方と社会教育の関わりについて協議する中で、それぞれに個別の課題もあることから、4つの提言にまとめました。

公民館については、これまでの提言を踏まえつつ、組織運営上の対応や地域人材の育成拠点としての機能が一層発揮できるよう論点整理を行いました。

コミュニティセンターについては、学習機能の充実により、地域コミュニティの形成に資するよう改善策を協議してきました。特に、指定管理者の更新期に当たって、社会教育施設として機能向上を目指した「前橋市におけるコミュニティセンターの在り方について」（中間報告：H28. 9.13 提出）をもとに加筆しました。

コミュニティセンターを併設する学校の在り方と社会教育の関わりについては、全国でも稀なケースとして、コミュニティセンターを併設するコミュニティ・スクールが学校にとっても地域にとっても有為に展開できるよう、協議を積み重ねました。

これらの協議に当たっては、社会教育行政にも深く関わることから、様々な意見がありました。それらをもとに、社会や学校教育の動向、社会教育が展開されている実態などを踏まえ「これからの社会教育・社会教育行政に求められる視点と役割」としてまとめを行いました。

第Ⅰ章 公民館の「専門性」と「越境性」 ～学習機会と学習成果活用機会の観点から～

1 学習機会の提供と学習成果活用機会の提供

多様な学習機会が多様な主体（市長部局、各種財団、NPO、民間事業者等）によって提供されています。

また、地方創生や人口減少社会などの課題を前に、社会の変化に対応するための新たな学習が求められています。

そのような中、地域社会において学習機会が提供されていない場合や住民の学習意欲が喚起されていない場合には、公民館による学習機会の提供や住民の関心や学習意欲を呼び起こすための取り組みが重要であると考えられます。

とりわけ、地方創生が求められ、人口減少に直面する日本社会にあって、それぞれの地域社会が直面する地域的課題に関する学習機会を提供し、学習意欲を喚起することが公民館に求められています。なぜなら、公民館はこれまで学習機会を提供してきた実績があり、同時に、日常的な住民との接触により地域社会が直面する課題を知りやすいからです。

また、教育基本法の生涯学習の考え方によれば、市民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができるだけでなく、その成果を適切に生かすことのできる社会であることが求められています。この点からすれば、公民館は、学習機会の提供はもとより、住民の学習成果活用機会の提供や活用意欲の喚起に努めることが重要であると考えられます。

2 地域的課題と公民館の「専門性」

地域社会が直面する地域的課題に関する学習機会を提供し、学習意欲を喚起することが公民館に求められていますが、地域的課題は、新たに発生した問題、次々に発生する問題、ありとあらゆる領域で発生する問題と言えます。

また、同じ構造を持つ地域的課題は他の地域でも発生している可能性があります。

このような地域的課題の解決を目指す住民の学習に際して、社会教育主事には、広い視野、一定の専門性、ファシリテート能力が求められると言えます。もとより社会教育主事の職務は「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と社会教育法で規定されていますが、地域的課題の上記の特性を考えると、ありとあらゆる領域で発生する可能性のある地域的課題に対応できる広い視野や、新たに発生する地域的課題を理解できる

一定の専門性が、社会教育主事には求められていると言えます。地域的課題はさまざまな要因が絡み合う複雑な構造を持つことが多く、したがって地域的課題についての学習も多面的な学習が必要となります。社会教育主事には、多面的な学習に配慮を持って介入し、学習を整理・方向付ける能力、すなわちファシリテート能力が求められることとなると考えられます。

広い視野、一定の専門性、ファシリテート能力、これらを一括して「専門性」と呼ぶならば、社会教育主事にはその意味での「専門性」が求められており、公民館長にはさらに高度の「専門性」が求められていると言えるでしょう。

つまり、地方創生の時代にあって、地域的課題を解決しようとする学習者・住民から、社会教育施設としての公民館には「専門性」が求められていると言えます。

したがって、公民館には、求められる「専門性」を有する人員の配置と継続的な研修機会の確保が重要です。

3 公民館と学校

「地域とともにある学校」や「学校における地域との連携・協働」が語られています（「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」、平成27年12月21日、中央教育審議会）。

学校が地域との連携・協働を考える時、公民館が構築してきた地域社会のさまざまな人々・団体・機関との連携関係や社会教育主事の能力やノウハウは、学校や支援組織にとって貴重でしょう。

他方、公民館にとって「地域とともにある学校」は、学校との連携・協働に具体的に關わる住民が日本や地域社会の学校教育について学習意欲をかき立てる機会として、また、それまでの学校教育や社会教育の学習成果を活用する機会として位置づけることができます。その意味において、住民に「地域とともにある学校」への参加・参画を呼びかけ、支援や相談・助言を行うことは、学習成果活用機会の提供として、公民館にとって当然のことと言えます。

今後、前橋市においては、学校及びその支援組織と公民館との関係を、このような観点から検討することが重要だと考えられます。

4 学習から見る地域づくり

地域社会が直面する地域的課題の解決を目指す取り組みを地域づくりと考えるならば、地域づくりは学習と不可分です。

地域づくりに住民が携わる時、住民は地域的課題に関する新たな学習の必要性を認識することがあります。そこでは新たな学習機会が提供される必要があると言えるでしょう。

地域づくりに市民が携わる時、そこで発揮される能力や知見は学校教育や社会教育の学習成果です。いわば、地域づくりとはそれまでの学習成果活用の機会と言えます。

つまり、地域づくりを支援する側や地域づくりのリーダーには、住民への新たな学習機会の提供や学習成果活用機会の提供という視点が求められます。この点において、公民館は、いわゆる「地域づくり協議会」など、それぞれの地域社会において地域づくりを担う各種団体・組織との連携の中に自らの立場を位置づけることができ、これによって、社会

教育と地域づくりとの連携、少し具体化すれば、公民館と各種の地域づくり団体・組織との連携に新たな展開が期待できるでしょう。

5 社会教育の「越境性」

学習してはならない領域はないのではないのでしょうか。また、社会生活において学習成果を活用してはならない領域もないのではないのでしょうか。学習機会の提供と学習成果活用機会の提供を考えれば、社会教育は、その領域に止まることなく「越境」する性質を本来持っているのではないのでしょうか。「越境」して学ぶことはできますし、「越境」して学びの成果を活用することができます。

学校との連携・協働は、学校教育の領域で学習機会を得ること、また、学習成果を活用する機会を得ることでもあるでしょう。地域づくり団体・組織との連携は、地域づくりの領域でも、新たな学習意欲が生まれ、それまでの学習成果が活用されることでしょう。学校との連携・協働も、地域づくり団体・組織との連携も、「越境」と言えるのではないのでしょうか。

改めて社会教育の「越境性」を考えることは、今後、教育委員会内部の連携や市長部局との連携の姿を模索する際の「導きの糸」となることでしょう。

6 「専門性」と「越境性」から

公民館に求められる「専門性」を考えると、前橋市における公民館と「市民サービスセンター」の関係や両者の位置づけの検討や整理が必要となります。

「越境性」や「学習から見る地域づくり」を考えると、前橋市における公民館と地域づくり協議会及び生涯学習奨励員との関係の整理が必要となります。

言うまでもなく、これらは、時間をかけて慎重に検討すべき課題ではあります。

第Ⅱ章 地域のつながりや支え合いを創出するコミュニティセンターの在り方について

1 これまで ～管理運営と利用実態から～

前橋市内に設置された4か所のコミュニティセンターは、地域住民の生涯学習活動の利便性を高め、生涯学習振興に一定の役割を果たしてきました。コミュニティセンターの管理運営については、平成19年度から、地域住民の代表者等による指定管理者制度が導入されました。この制度により、住民と施設との一体的な運営が図られ、「市民が自主的創造的な生涯学習を通じて、健康で文化的な地域社会をつくることを目的とする。」（前橋市コミュニティセンターに関する条例第1条）ことから、地域自治を育むものとして期待されてきました。

こうした状況の推移の中で、指定管理者の更新期を迎えるに当たって、平成28年6月に生涯学習課がコミュニティセンターの管理運営及び社会教育事業の実施状況の調査を行いました。この調査によると、現在のコミュニティセンターは、施設の安全管理や地域住民の利用しやすい環境の醸成に努めているなどの評価の一方で、学び合いや実践の広がり

など、社会教育事業の発展性を考えた場合、人材・人員の適正配置等、管理運営の在り方に改善を要することが認められます。

前橋市教育委員会では、今後、コミュニティセンターを社会教育・生涯学習を通して地域づくりに資するようになるとともに、教育機能を高めることにより公民館との格差を是正していくという意向があり、それは非常に重要なことと受けとめています。

今日の様々な社会の進展に対応し、コミュニティセンターが社会教育施設としてその機能を発揮していくためには、コミュニティセンターがこれまで果たしてきた役割を評価しつつ、行政としての果たす役割や指定管理者の運営力の向上などについて、総合的な視点から見直しをしていく必要があります。

2 これから ～社会教育施設としての見直し～

今日の少子高齢化や家族形態の変化、働き方の多様化などの社会の進展に伴い、地域コミュニティには多様な役割が求められています。その一方で、地域コミュニティの衰退が危惧されている状況も見受けられ、こうしたことから、地域社会のつながりや支え合いの希薄化などによる地域社会の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性などが指摘されています。こうした状況は、コミュニティセンターが設置されている市街地中心部においても例外ではなく、加えて、新興住民との関わり、人口減少、活性化などの課題も抱えています。そのため、コミュニティセンターは、地域コミュニティの拠点として絆づくりと活力ある地域社会を形成するために、さらなる充実が求められています。

コミュニティセンターに多様な人々が集い、学びを通して人々の絆を高めるとともに、学んだ成果により、地域住民の「自助」、「共助」が高まるような実践へとつなげていくことが求められます。そのためには、各地域が抱える課題を解決する基盤を形成するために、地域に関わる現代的・社会的課題を学びとして構成し講座等で提供すること、そして、学んだ成果を実践へつなぐ適切な場を提供することが大切です。コミュニティセンターがこのような社会教育の場として機能することが、地域を対象とする公共政策を行政とともに担う市民の育成につながるのではないのでしょうか。このことこそ、今日の社会教育の大切な使命と考えます。したがって、コミュニティセンターに社会教育機能を付与することは、社会の要請であり、喫緊の課題と言えます。

また、コミュニティセンターは地区公民館のない地域をフォローしていますが、これからは公民館機能を取り入れ、他地域との社会教育環境の格差を是正していく必要があります。このことについては、単に、コミュニティセンターの公民館化として捉えるのではなく、地域自治の確立という目標をコミュニティセンターの主要な役割として位置づけ、この目標の実現に向けて、地域資源や人材の活用、様々な連携や支援の導入などが容易になるよう、指定管理者制度をより進化させていく必要があると考えます。

3 必要な改善点 ～社会教育事業を実施するために～

現在でも、コミュニティセンターでは、単発的に社会教育事業が行われています。今後、コミュニティセンターの役割として、計画的に社会教育事業を実施するためには、人的・物的な整備は欠かせません。指定管理者制度の枠内で、社会教育施設としての充実を図るためには、行政及び指定管理者の役割等の制度設計を行うとともに、管理運営の見直しや

指定管理者の意識改革を促す必要があります。

(1) 行政の役割（管理体制の充実）

生涯学習課は、施設管理担当課として、常にコミュニティセンターの現状把握に努め、管理運営上の指導はもちろんのこと、市長部局と関連する事項について連携や連絡調整に努める必要があります。

また、学習事業の提供や自主事業の立ち上げ、さらには、学んだ成果の活用を見据えて指導援助をしていくことが大切です。

コミュニティセンターにおいても、社会教育事業を効果的に実施するために、連絡調整や事業の企画立案に当たる社会教育主事有資格者などの専門職員の配置が必要と考えます。少なくとも、コーディネーターやファシリテーターの役割を成す専門職員を配置するなどの行政側の体制整備が必要になります。

コミュニティセンターの職員に求められる職能は、貸館業務や館の安全管理に止まらず、講座運営、生涯学習相談、広報など、多岐にわたります。そのため、職員の資質向上が大切であり、計画的な研修が必要になります。

また、併任発令の地域担当専門員を管理事務職員と一体的な組織にすることで、地域づくりと連動した体制の強化が期待できるのではないのでしょうか。

指定管理者制度の導入の意義を踏まえ、指定管理者を育てていく必要があります。そのため、ある程度の裁量を認めるような弾力的な運用を図ることや、運営マニュアル及び自主評価の観点などを示すことも考えられます。

(2) 指定管理者の役割（指定管理者の内容の再検討）

社会教育施設として、新たな役割を帯びるコミュニティセンターの管理運営に当たっては、指定管理者の意識改革が必要になります。そのためには、指定管理の仕様書に関する基本的な考え方の指導や対応の在り方に関する担当行政側による丁寧な説明及び意見交換を行うとともに、コミュニティセンター同士の連絡協議会（新設が望ましい）などの場において、担当行政との話し合いを適宜持つことが有効と考えます。指定管理者は行政と話し合うことにより、施設の役割や社会教育事業について、行政の考え方の理解が深まり、必要とされる管理運営能力を高めていくのではないのでしょうか。

指定管理者は、指定管理者制度の意義をよく理解し、仕様書に示された事項の実現のための方策を関係する自治会等と共有するとともに、地域の課題解決や地域の活性化ビジョン実現に向けたリーダーシップを発揮することが大切です。

コミュニティセンターの管理運営委員会については、実質的な協議の場としての委員会にすることが望ましく、指定管理者の代表に加え、生涯学習奨励員や子ども育成会などの地域活動に関わる者及び地域のふさわしい人材等を委員として充てる工夫をすべきと考えます。

また、コミュニティセンターの管理運営や事業展開の質の向上のためにも、管理事務職員の代表者と地域担当専門員の役割を明確にする必要があります。

新たに、桃井小学校に併設するコミュニティセンターの開設も決まっております。それぞれのコミュニティセンターは特色を有していることが強みとなっています。第五コミュニティセンターは、近隣の群馬県生涯学習センターとの連携により、成果を上げていること、他のコミュニティセンターは、複合施設の特色を生かした事業展開を行うことにより、発

展性が期待できます。

第三章 コミュニティ・スクールにおける学校、家庭・地域との連携・協働の在り方について

1 教育の方向性を見定める

平成27年12月21日、これからの時代を生きる子どもたちのために、社会総がかりで教育を支える学校と地域との連携・協働を目指した中央教育審議会(中教審)の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が出されました。

また、これに関連して、チームとしての学校の組織・運営の在り方に関する「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が同日付で公表されました。

さらに、これらの答申を受けて、平成28年12月21日に中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」が公表され、平成32年度から小学校、33年度から中学校、高校では、34年度から年次進行で実施される新たな学習指導要領の改訂の方向性が示されました。

その大きな特徴として、学校が設定する教育目標の実現のためには、その目標を社会と共有し、協働しながら進めていくことが大切であるとし、「社会に開かれた教育課程」が掲げられました。

また、地方創生の観点から学校を核とした地域づくりが提唱され、学校と地域が連携・協働していくことを通して社会総がかりで教育の実現を図っていくことが必要とされています。

このような教育改革や地方創生の動向からも、これまで以上に学校、家庭・地域の連携・協働を推し進めていくことが時代の要請であると考えます。このため学校が地域との連携・協働を実現する一つの形態としてのコミュニティ・スクールを構想していくことが求められています。

いずれにしても、今後の社会教育や学校教育の目標やビジョン設定に当たっては、一連の中教審の答申を一つ一つ分散的に捉えるのではなく、総合的・複合的に関連付けて検討し、それぞれの立場から確かな方向性を見定めていく必要があります。

2 コミュニティ・スクールをめぐる現状と課題

コミュニティ・スクール制度は、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)の一部改正により導入されて以来、年々その数を増し、平成28年4月1日現在、全国の小学校・中学校、義務教育学校で2,806校が指定されています。

また、学校運営に参画する会議を置く学校は、6,814校に及び全体の23.0%を占めています。

群馬県の指定状況を見ると伊勢崎市(小4校、中3校)と高崎市(小3校)の計10校であり、導入を検討中の市町村も2市2町村に止まっています。この要因を分析すると、一つは、平成16年度から群馬県教育委員会の事業として発足し、各市町村教育委員会や各学

校が積極的に導入した「学校支援センター」の設置にあると考えられます。

県内の多くの学校では、地域との連携やボランティア支援は十分に図られていて、コミュニティ・スクールをあえて構想する必要はないとの認識が根強い状況にあります。

また、既成のコミュニティ・スクールに設置される学校運営協議会からの教職員の任用に関する意見に対する違和感や外部人材不足、調整・連絡等の教職員の勤務負担増への懸念なども挙げられています。

しかしながら、今日、少子高齢化が一段と進行し、加えて、多様化する社会の進展などにより、地域コミュニティの衰退や学校の小規模化のリスクが指摘されており、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、さらに、複雑化・困難化してきている状況にあります。

こうした社会全体の動きに対応して、子どもたちの育ちや学びの基盤をしっかりと形成するために、地域住民とともにある学校教育を実現することが求められています。そのためにも、コミュニティ・スクールの導入の検討が必要と考えます。

3 コミュニティ・スクールの推進について

前橋市においては、学校の小規模化に伴う、学校間統合が今後の喫緊の課題といえます。現在、進められているだけでも桃井小学校やわかば小学校の統合があり、これらの統合される地域では、地域住民の理解・協力をもととした学校づくりが求められています。今後、こうした地域では、コミュニティ・スクールを核とした地域コミュニティの創造が極めて大切なことと思います。

また、各学校では、「学校支援センター」を核として地域との連携を深めてきているところですが、今後は、さらに、地域それぞれの特性を生かし、地域との協働という視点に立った取り組みが期待されます。

そこで、社会教育、学校教育、教育行政としての具体的な取り組みについて、それぞれの分野で何ができるか、何をなすべきかの検討をしていく必要があります。

(1) 社会教育分野としての取り組み

既存の地域の公民館やコミュニティセンターの在り方については、社会教育委員会議でも改善方策について、いくつかの提言をしてきていますが、コミュニティ・スクールの推進に当たり、学校と地域の連携・協働の拠点としての役割とその活用に対する期待が極めて大きなものとなってきています。

①社会教育事業として、公民館やコミュニティセンターが地域の人々の生涯学習の場として活用され、果たしてきた役割は大きなものがありますが、活動や取り組みが同好の仲間の世界に閉じてしまいがちであったり、新たな仲間づくりや後継者の育成などの発展的・創造的な活動に結び付かなかつたりしています。

今後は、今まで培ってきた活動を基盤として、地域住民による学校支援活動や放課後の教育活動、地域の文化・芸術活動として大人と子どもが学び合うコミュニティの活性化を図る必要があります。

②公民館やコミュニティセンターの活動を活かしながら学校との連携・協働を進めるためには、コミュニティ・スクールと地域が相互に補完し、高め合うための組織づくりが必要となり、地域コーディネーターと学校の地域連携を担当する教員等によるネ

ネットワークづくりが求められます。

例えば、統合され、校舎の新築が進められている桃井小学校に併設される前橋市の5つ目のコミュニティセンターの運営に当たっては、こうした学校と地域が連携・協働する拠点としての役割を十分に果たせるような機能を持たせていくことが極めて大切であり、学校を核とした新しい地域づくりのモデルとして期待されます。

③公民館やコミュニティセンターなどの社会教育施設と学校との連携・協働に当たっては、一つの小学校区に止まることなく、中学校区全体の学校との幅広い結びつきにも配慮し、発展的に工夫・改善を図っていくことが大切です。

(2) 学校教育分野としての取り組み

①各学校においては、どのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有化し、「地域とともにある学校」の実現を図るといふ教職員の意識を高めることに努め、「社会に開かれた教育課程の編成」を目指すことが大切です。

②学校運営協議会等の設置に当たって、校長は、今までの学校評議員制度を踏まえ、学校とともに行動して行ける幅広い人材を確保し、積極的に人選に関する意見を具申していく必要があります。

例えば、社会教育分野の経験を持ち、活動をコーディネートできる人や地域の公民館活動の中核となっている人、企業の経営ノウハウを持ち学校経営に参画できる人、スポーツの普及や健康増進に寄与している人などが考えられます。

また、教職員全員と学校運営協議会等の委員との交流・協議の場を積極的に設定し、学校経営ビジョンの周知・共有化を図るとともに、学校が抱える課題に対する地域全体の協力と支援を求めていくことも大切です。

③学校内において、地域との連携・協働の在り方などの教職員研修の企画・推進に努めるとともに、外部組織との調整を図る地域連携を担当する教員の配置を考慮していくことも必要です。

④学校は、今まで以上に授業や学校行事などの実際を保護者や地域住民に提供し、ともに築き上げていくための学校支援活動に積極的に取り組んでもらえるようにする必要があります。特に、安全・安心のための協力、環境の整備、キャリア教育と郷土学習のための支援、学習の支援などの地域住民が「出来ることを」、「出来るときに」、「出来るだけ」というスタンスも大切です。

(3) 教育行政としての取り組み

①前橋市教育委員会は、学校の特色、教育的環境と風土を大切にした地域コミュニティづくりや学校と地域の連携・協働の在り方に関する助言や支援をしていくことが必要です。その際、学校教育指導分野と社会教育推進分野、青少年育成分野、スポーツ振興分野との横断的な組織を立ち上げ、管理職研修や学校関係者、学校運営協議会等のメンバーも加えた研究会や研修、フォーラム等を実施することも求められます。

②今までの「学校支援センター」によるボランティア支援に止まることなく、前橋市独自のコミュニティ・スクールの構想を模索し、各学校が学校評議員制度の成果を活かしながら新たな経営戦略が見出せるような方向性を示していくことも大切です。

③コミュニティ・スクール等の推進に当たっては、でき得る限りの予算措置や人的な

配置などが必要と考えます。

また、文部科学省の「コミュニティ・スクール導入等促進事業」などの補助事業を導入することも検討すべきです。

④学校運営協議会等の開催に当たっては、指導主事や社会教育主事等の教育委員会サイドの委員を任命し、学校運営協議会等への参加により、会議の適正な運営を支援するとともに議論や意見をもとに人事面や教職員の職務の軽減に関する施策に反映させるようにしたいものです。

⑤前橋市教育振興基本計画の策定に当たって、コミュニティ・スクールの推進について、総合教育会議で熟議し、前橋市民全体にその意義と有用性について周知を図ることが望ましいと考えます。

第IV章 これからの社会教育・社会教育行政に求められる視点と役割

1 求められる視点

(1) 形式から成果への転換

そもそも社会教育とは、学びを通してよりよい社会を形成しようとすることに使命を持っています。ゆえに、個人の学びへの要望はもちろんのこと、社会の課題に即した社会的な要請にも応えていくものでなければなりません。

また、社会教育は、学校教育を除くありとあらゆる場面においてなされるものであって、その拠点は当然ながら公民館であります。公民館の外でなされる学びが社会教育ではないというわけではありません。すなわち、例えば、お祭りや運動会といった地域行事が非常に意義のある実践的な学びの場になっていることに代表されるように、学びのカタチは机に向かってなされるものばかりではありません。確かに、社会教育法においては、「組織的な」学習であると定義されてはいるものの、これからの社会教育に携わる者は、その学習観を転換し、その形式や場所にとらわれることなく、一人一人の成長と社会づくりへの寄与といった学びの成果に目を向けていくことが求められることになるでしょう。

(2) 社会の動きと社会教育

今日、社会的に最も大きな課題の一つに地方創生を挙げることができるでしょう。これまで、社会教育は、地域づくりに注力してきましたが、地方創生がなされなければ地域も維持できず、地域に活力がなければ地方創生もなされないという意味において、地域づくりと地方創生は表裏一体の関係があり、社会教育は地方創生という観点を意識しなければならない時が来ていると言えます。地方創生を成し得るためには、次世代地域人材の育成、新たな流入人材との絆づくりや活用、地域人材定着のための魅力ある地域づくりが求められます。すなわち、学校も家庭も、あるいは企業やNPOといった民間団体も含めて、地域が一丸となって次世代を育てていく時代が到来したのです。そのためには、社会教育行政のみが当事者意識を持つのではなく、地域の様々な主体が次世代育成の当事者であるという意識を醸成して取り組めるようなコーディネートが求められます。そのように育成された次世代は、地域によって育てられたという感覚を持つことを通して、より一層地域に

愛着を持ち、次代を支える人材へと成長することとなるのです。このような、あらゆる主体が取り組む人材育成、活用の時にあって、そのリーダーシップを発揮できるのは、唯一社会教育なのではないでしょうか。

一方、これからは予測困難な時代であると言われていています。AIの興隆と相まって、既存の職業が消滅していく時代とさえも言われているのです。そこに対応し、人々が生涯を全うし、豊かな社会を形成するためには、それぞれが、主体的に生涯学び続けることができる力を身につけなければならないし、社会教育はそれができる人材の育成と同時に、社会の変化に即した学び直しのための学習環境を提供し続けなければなりません。例えば、キャリア教育はこれまで学校が中心に担ってきましたが、これからのキャリアは常に学び直しを繰り返すことにより形成されていくことになるので、社会教育の役割が大きくなっていくのです。

2 求められる役割

(1) 学びの越境（ボーダーレス）化・協働化の時代へ

これまで、私たちは、場や所管の単位で学びを考えてきてはいなかったでしょうか。しかし、先にも述べた通り、人一人を中心に据えて学びを捉えてみると、その学びは場や所管で分断されるものではありません。一人一人にとって、その学びの場がどこであるか、その学びを提供しているのがどの所管、組織であるかは関係がありません。このような視点に立つとき、学びはまさにボーダーレスになるのです。子どもも学校でも学ぶし、地域でも学びます。大人も職場でも学ぶし、公民館でも学びます。学校で学ぶ大人もいます。したがって、学びはネットワーク化されなければいけないのだし、その一人を育てるためには様々な主体が協働もしなければいけないのです。このことはすでに平成10年に「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（生涯学習審議会（答申））の中で「ネットワーク型行政」として語られ始め、平成24年の「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（中間とりまとめ）」においても繰り返し述べられていることに通底します。ただし、このことはすでに、社会教育法に規定されているものでもありました。同法第三条第三項は、「国及び地方公共団体は、＜中略＞社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」と定められているのです。社会教育行政は、ゆえに、学びをつなげ、学びの提供主体同士が協働するために、そのハブとなる役割を果たさなければなりません。加えて、本提言の一つの柱を成している新たなコミュニティ・スクールの在り方を検討するに際しても、社会教育の存在を抜きにしては考えられないこととなるのです。特に、次期学習指導要領の中で示された社会に開かれたカリキュラムを学校が構築するとき、社会教育行政は大きな役割を担わなければなりません。学校教育と社会教育の垣根を超えた次世代育成へと向かう行政内の協働が時代の要請なのです。

(2) 学びの可視化と活用に向けて

これからの社会教育は学校教育とも協働しながら、一人の市民の学びを生涯にわたって支援するという役割を担うこととなります。改めて、一人の学びを考えると、ある講座における成果はその講座の成果として可視化されますが、その人がどのように学んで、どの

ように成長したかは、一つの講座で完結するものではありません。

また、学びがどのように社会に還元され得たのかということも、同様です。そうであるならば、どのような学びがなされたかを可視化していくためには、上述のボーダーレス化した様々な学びを総合していかなければならないし、どのように学習者が成長したかについては、十人十色の学習経験をオンデマンドに蓄積していかなければならないでしょう。この取り組みは、例えば地域住民が実施することが可能でしょうか、あるいは職場で可能でしょうか、いや、社会教育という学びの専門領域こそが可能にするものなのではないでしょうか。

市民の学びの機会を、その場、所管、形式を超えて総合する。そして、例えば学習カルテ（あるいはポートフォリオ）等の導入などにより、市民の学びの可視化を支える。このように、これからの社会教育行政は、自ら学びの機会を創出するに止まらず、他の部署や組織が展開する取り組みの全体を俯瞰し、その取り組みに学びの価値を見出し、それらを総合し、市民に学びの地図を提供するとともに、市民一人一人の生涯学び続ける環境を整えるためにも、その学びの成果を蓄積し、可視化するという視点と役割が求められてくるのではないのでしょうか。

社会教育は、その扱う領域も、対象となる人々の規模も膨大です。全ての市民に上記のような取り組みを遍く提供していくことの困難は計り知れませんが、そのための準備には多大な時間が必要になることでしょう。ですから、ここで述べていることは、今日、明日に実現を求められるものというよりは、将来にわたっての課題であると捉えたいと考えます。しかし、その方向性は間違いなくここに述べられている方角に向いていると思われま

おわりに

本提言では、まず、地方創生時代の社会教育施設としての公民館には、地域的課題に関する学習機会を多面的に提供し、学習者・住民が学習成果を地域づくりに活用できる機会を提供し、活用意欲を喚起し、ファシリテートする「専門性」が求められること、社会教育はその領域に制約されずに、いかなる領域を超えて学べ、学習成果を活用できる「越境性」を備えており、その「越境性」は、前橋市教育委員会内部の連携や市長部局との連携の在り方を模索する際にも注目できることを指摘しました。

その上で、平成19年度より指定管理者制度を導入して運営されている前橋市内の4か所のコミュニティセンターについては、地域コミュニティの拠点として、絆づくりと活力ある地域社会を形成するために、社会教育の場として機能することが期待されること、今後、指定管理者制度の枠内でコミュニティセンターに社会教育機能を付与し、計画的に社会教育事業を実施するために、生涯学習課と中央公民館による指導援助のもと、コーディネーターやファシリテートの役割を備えた専門職員を置くとともに、コミュニティセンターの職員についても、社会教育に関する計画的な研修を行うべきことなど、提言としてまとめました。

一方、コミュニティセンターを併設するコミュニティ・スクールの推進に当たっては、社会教育分野では、学校と地域の連携・協働の拠点としての役割とその活用の取り組みが期待されること、学校教育分野では、「地域とともにある学校」として、学校経営の目標やビジョンを地域住民と共有化し、「社会に開かれた教育課程の編成」などの学校教育の改善を目指すべきこと、教育行政では、学校が立地する地域の特性に根ざした地域コミュニティづくり、学校・家庭・地域との連携・協働の在り方に関する助言や支援、前橋市独自の構想の模索などに努めるとともに、コミュニティ・スクールの存在意義と有用性について前橋市民全体の周知を図るべきことなどを提言しました。

本提言は、以上のように、平成27年度第1回社会教育委員会議の場において、佐藤教育長より発せられた諮問を受けて、2年間にわたって協議した「これからの公民館・コミュニティセンターの在り方」と「コミュニティセンターを併設する学校の在り方と社会教育の関わり」についての論点整理を提言としてまとめた上で、最後に「これからの社会教育・社会教育行政に求められる視点と役割」と題する章を付し、地方創生時代においては、社会教育が地方創生を成し得るための人的資源の形成にリーダーシップを発揮する唯一の存在となること、学びのボーダーレス化・ネットワーク化・協働化の時代に向かって、学びをつなげ、学びの提供主体同士が協働するためのハブとなる役割も社会教育が担うことが期待され、その核となるのが社会教育主事であること、ボーダーレス化した様々な学びを統合し、市民一人一人の学びの成果を蓄積し、「学びの可視化」を図ることが社会教育に求められることなどを主張しました。

「社会教育は人づくり」、社会教育はこの原点に立ち返り、社会教育の役割と機能、その存在意義を再認識すべきです。市民一人一人が一生涯学び続け、自分らしく生き抜いていくことをトータルで支えるとともに、学びを通して地域の人と人をつなぎ、地域的課題の解決につながる連携を図るような仕組みと機能とノウハウを蓄積しているのは、社会教育だけなのです。

社会教育委員会議での委員の発言より

これからの公民館の在り方に関すること

○公民館は社会教育の拠点であるとともに市民サービスの拠点であることを強みとし、総合施設としての運営の工夫が求められる。

○公民館が市民サービスセンター機能にシフトしている現状がある。公民館においては職員の育成も含めて、社会教育機関としての在り方、さらには運営面での点検や評価方法についても再検討する必要がある。

○地域が学校を支援するためにも、公民館は地域人材の育成や地域の教育力の向上のために、社会教育機能をさらに充実させる必要がある。

○地域づくりをする上で公民館との連携は不可欠であるが、自治会の中には様々な考えを持った方々がいる。そこで公民館に求められるのは、自治会をはじめとする地域住民とのコミュニケーション、さらには、地域に対する中長期ビジョンを持った事業運営である。

○これまでPTA活動は学校や公民館と連携して事業を実施し成果を上げてきたが、小学校の保護者等の若い世代が公民館を利用する機会が少ないと感じている。公民館として、いかに若い世代を巻き込むかが課題ではないか。

○公民館は地域が持っている「民の力」を情報として集約・発信する必要がある。また、地域のリソースを生かすという視点で事業運営することが大切である。

○近くの公民館は市民サービスセンターと併設であるが、地域づくりはうまくいっており、公民館利用も満室という状況である。社会教育は市民が主体なのか、仕掛ける側が主体なのかと言う意識はあまり持っていないのではないか。要するに、人が配置されるかどうか重要なのではないか。

コミュニティセンターの在り方に関すること

○コミュニティセンターに社会教育機能を持たせるためには、専門性のある職員が必要となる。正規職員の配置による公民館化が視野に入る。

○今日、地方創生や次世代の人材育成、さらに地域を対象としたモデル事業が求められているが、コミュニティセンターの役割や事業の実施体制の在り方に明確に答えていかなければならない。

○地域的課題はその地域で起きていることであるが、他の地域でも発生しているとも考えられる。この地域だけに限定せず、オープンにした方が、より学習が高まり、深まるということにもなると考えられる。

コミュニティ・スクールに関すること

○第一コミュニティセンター(仮称)は学校に併設しているという特色を生かすとともに、時代にマッチした施設にするなどの工夫が必要である。

○第一コミュニティセンターの運営を地域住民だけに任せるのでは十分な社会教育が行われないことが危惧される。生涯学習課や中央公民館、桃井小学校が有機的に連携するとともに、戦略的な取り組みが求められる。取り組みをどこがコーディネートするかもポイントになる。

○どのようなコミュニティ・スクールを展開するかは、地域にとっても大きなメッセージになる。歴史のある学校の統合であるから、地域住民への説明を丁寧に進め、理解と協力を得ることが大切である。

○地域住民への明確なメッセージにより、学校理解や支援への意識が高まる。また、学校の連携先として、地域の企業や青年会議所等などを取り入れると新たな広がりが期待できるのではないかと。

○学校と地域住民等の円滑な連携を展開するためには、「地域コーディネーター」が学校という組織、さらには、学習指導要領等についても理解している必要がある。

○地域の人的、物的資源の活用や社会教育との連携による「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、学校の体制を整え、学校を核とした地域との連携を作り上げていく必要がある。

○学校は、社会教育をどのように受け入れ、連携を取っていくのかということについて、自覚がないと社会教育の人的資源を活用するだけで終わってしまう。今までは、学校教育と社会教育が尊重し合いながらも、回路が乏しかったように思う。その回路を作っていくことが、前橋版コミュニティ・スクール構想と考える。

○社会教育とどのように接続するかを明確にする必要がある。地域との連携について、具体的に構想することで、社会教育との接合が焦点化される。

社会教育行政の在り方に関すること

○これからの生涯学習は学習者の変容を大切にする。つまり、「学びの質の保証が」がポイントになる。「社会性の育成」を目指した時、市教委だけの事業では不十分な部分もある。これからは、市教委として、他の団体等の活動について把握するとともに、その活動に教育的な価値を付加する活動が必要になる。さらに、他の団体も含めた様々な事業をポートフォリオし、各事業をつなげることも必要になる。

○「地域づくり協議会」はほとんどの地区に設置され、実践をしながら地域課題の分析を行ってきた。今後は、課題を踏まえつつ、望ましい地域にするための実践が重要になる。地域ビジョンを具現化するためには、公民館が市長部局や市教委の各セクションを適切にコーディネートしなければならない。

○これからの社会教育は、学校教育も含めて「人づくり」が基本となる。生涯学習課や公民館がそれぞれの組織としての取り組みの充実や関係するところとの連携をいかに進めていくかが大切である。

○地域づくり事業では、社会教育が相当展開されており、生涯学習課が仕掛けなくても社会教育は展開できていることを裏付けている。ただ、それに対し、意味づけたり、評価したりできるのは教育のプロである。

○市長部局の生活課と教育委員会の生涯学習課の事業を分けて考えているが、生涯学習関係の括りで価値を与え、社会教育機関としての機能を果たしていることを教えるセンター機能が必要である。それを誰がやるのか、どこがやるのかが検討課題である。

平成27・28年度 前橋市社会教育委員会 会議日程

I 平成27年度

1 第1回社会教育委員会

日時：平成27年7月8日（水）午後2時30分～4時30分

参加者：社会教育委員 12名

内容：委嘱式

教育振興基本計画（平成27年度教育行政方針）について

各課の重点施策について

社会教育委員会提言について

平成27年度の取組について

2 第2回社会教育委員会

日時：平成27年10月26日（月）午前9時00分～11時30分

参加者：社会教育委員 9名

内容：平成27年度の取組の方向性について

3 第3回社会教育委員会

日時：平成28年1月5日（火）午前10時00分～12時00分

参加者：社会教育委員 10名

内容：時代の要請に応える公民館の管理運営と社会教育行政の在り方

4 第4回社会教育委員会

日時：平成28年3月4日（金）午前10時00分～12時00分

参加者：社会教育委員 10名

内容：時代の要請に応えるコミュニティセンターの在り方について

II 平成28年度

1 第1回社会教育委員会

日時：平成28年5月10日（火）午後2時00分～4時00分

参加者：社会教育委員 8名

内容：時代の要請に応えるコミュニティセンターの在り方について

2 第2回社会教育委員会

日時：平成28年7月26日（火）午後1時00分～3時00分

参加者：社会教育委員 8名

内容：時代の要請に応えるコミュニティセンター管理運営の在り方について
-中間報告に向けて-

(1) コミュニティセンターへの社会教育機能付与について（理論構成）

(2) コミュニティセンターの組織や制度について（仕様書への反映）

3 第1回提言書執筆委員会

日時：平成28年8月8日（月）午後5時00分～6時15分

参加者：社会教育委員（提言書執筆委員） 4名

内容：中間報告に関する協議

4 中間報告提出会議

日 時：平成28年9月13日（火）午前10時30分～11時30分

参加者：社会教育委員（議長・副議長） 2名

内 容：前橋市におけるコミュニティセンターの在り方について（中間報告書の提出）

5 第3回社会教育委員会議

日 時：平成28年11月7日（月）午前10時00分～11時50分

参加者：社会教育委員 6名

内 容：最終提言に向けて

- （1）コミュニティ・スクールにおける学校・家庭・地域の連携（支援）の在り方について
- （2）時代の要請に応える公民館・コミュニティセンターの管理運営と社会教育行政の在り方について

6 第2回提言書執筆委員会議

日 時：平成29年1月13日（金）午前10時00分～12時00分

参加者：社会教育委員（提言書執筆委員） 5名

内 容：提言書執筆原稿に関する協議

7 第4回社会教育委員会議

日 時：平成29年1月30日（月）午前10時00分～11時50分

参加者：社会教育委員 9名

内 容：最終提言について

- （1）公民館の「専門性」と「越境性」
- （2）地域のつながりや支え合いを創出するコミュニティセンターの在り方について
- （3）コミュニティ・スクールにおける学校、家庭・地域の連携・支援の在り方について
- （4）学びのカタチとこれからの社会教育の役割

平成27・28年度 前橋市社会教育委員会議 委員名簿

| No. | 氏名 | 団体名 | 備考 |
|-----|------|-------------------------|----------|
| 1 | 今野秀克 | 群馬県生涯学習センター元館長 | 議長 学識経験 |
| 2 | 安保博史 | 群馬県立女子大学文学部教授 | 副議長 学識経験 |
| 3 | 大森昭生 | 共愛学園前橋国際大学学長 | 学識経験 |
| 4 | 森谷健 | 群馬大学社会情報学部教授 | 学識経験 |
| 5 | 清水和夫 | 前橋市文化協会会長 | 社会教育 |
| 6 | 寺川行厚 | 前橋市小中学校校長会 | 学校教育 |
| 7 | 小林正明 | 前橋市体育協会副会長 | 社会教育 |
| 8 | 辻嘉顕 | 公益社団法人前橋青年会議所 総務室 室長 | 社会教育 |
| 9 | 石川京子 | 特定非営利活動法人リンケージ理事長 | 社会教育 |
| 10 | 猪熊美幸 | 前橋市PTA連合会前母親委員長 | 家庭教育 |
| 11 | 小林妙恵 | 公募委員 | 公募 |
| 12 | 頼富雅博 | 公募委員 | 公募 |

平成27・28年度 前橋市社会教育委員会議 提言書執筆委員名簿

| No. | 氏名 | 備考(担当) |
|-----|------|---|
| 1 | 今野秀克 | ・はじめに ・地域のつながりや支え合いを創出するコミュニティセンターの在り方について |
| 2 | 安保博史 | おわりに |
| 3 | 大森昭生 | これからの社会教育・社会教育行政に求められる視点と役割 |
| 4 | 森谷健 | 公民館の「専門性」と「越境性」 ～学習機会と学習成果活用機会の観点から～ |
| 5 | 清水和夫 | コミュニティ・スクールにおける学校、家庭・地域との連携・協働の在り方について |